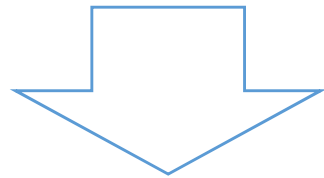


技術検定受検等に必要実務経験について

1. 技術者資格制度に関する課題について(案)

○現行制度の課題

- 建設業において担い手不足が進む中、優秀な人材を確保する上で、技術者資格の取得に必要な実務経験の長さが障害になるとの意見がある。
- 必要な実務経験の長さは学歴によって差が設けられており、同一職務を経験する場合であってもその必要年数に大きな差が出る場合がある。
- 技術者資格の取得に必要な実務経験は、指導監督的立場を求める部分を除き、業務上の立場・役割を限定しておらず、経験内容にかかわらず建設業に従事した期間の長さが求められている。



技術者資格要件の合理化を図るため、以下のような考え方で検討を行ってはどうか。

○基本的な考え方

- 監理技術者等として施工管理を行うためには、一定の実務経験が必要である。
- 現状、技術検定合格者(施工管理技士)を直ちに有資格者と見なせることのメリットは大きいとため、検定後に実務経験を積む方式については将来の検討課題とする。
- 技術者資格に関する条件は、知識についての条件と経験についての条件に分けて整理する。
- 知識については、原則として技術検定により計ることとし、検定内容の充実化等を検討する。
- 経験については、学歴による差を見直し、実務経験の内容を評価することにより、必要年数の短縮を検討する。

2. 技術者資格制度の検討の方向性について(案)

○技術検定受験資格の検討の方向性

- 第1次検定の受験資格について、(1級についても)一定年齢以上の全ての者に受験資格を認めることを検討する。
- 第1次検定の検定試験内容について、指定学科卒業者とそれ以外の者との間で検定内容に差を設けることを検討する。
- 第1次検定に合格した者を、建設技術者として最低限必要な知識を有するものとして扱うことを検討する。
- 第2次検定の受験資格について、施工管理に関する実務経験の内容に応じて必要な期間を検討する。

○実務経験による技術者資格の検討の方向性

- 指定学科の卒業者以外であっても、一定の条件下で指定学科の卒業者に準じた扱いができるような制度を検討する。

(参考) 技術検定の受検資格の概要(現状)

○ 1級の受検資格 (合格者は「**監理技術者**」として現場配置可能)

学 歴 等	受検に必要な実務経験年数 ※1			
	指定学科		指定学科以外	
	第一次検定	第二次検定	第一次検定	第二次検定
大 学	卒業後 3年以上		卒業後 4.5年以上	
短期大学、高等専門学校	卒業後 5年以上		卒業後 7.5年以上	
高 等 学 校	卒業後 10年以上 ※2※3		卒業後 11.5年以上 ※3	
そ の 他	卒業後 15年以上 ※3			
2 級 技 術 検 定 合 格 者	条件なし	2級合格後 5年以上 ※3※4	条件なし	2級合格後 5年以上 ※3※4

- ※1 実務経験の年数には、指導監督の実務経験年数1年以上が含まれていなければならない
- ※2 「5年以上の実務経験の後に専任の監理技術者のもとの実務経験2年以上」を満たす場合、2年短縮可能
- ※3 「専任の主任技術者としての実務経験1年以上」を満たす場合、2年短縮可能
- ※4 「専任の監理技術者のもとの実務経験2年以上」を満たす場合、2年短縮可能。

○ 2級の受検資格 (合格者は「**主任技術者**」として現場配置可能)

学 歴 等	受検に必要な実務経験年数			
	指定学科		指定学科以外	
	第一次検定	第二次検定	第一次検定	第二次検定
大 学	条件なし ※5	卒業後 1年以上	条件なし	卒業後 1.5年以上
短期大学、高等専門学校		卒業後 2年以上		卒業後 3年以上
高 等 学 校		卒業後 3年以上		卒業後 4.5年以上
上 記 以 外		卒業後 8年以上		卒業後 8年以上

※5 当該受検年度の末日における年齢が17歳以上の者であること

(参考) 実務経験による監理技術者・主任技術者資格の概要(現状)

① 主任技術者

	実務経験年数	指導監督の実務経験年数
指定学科卒業生		
大学・短大・高専 専修学校の専門課程（専門士、高度専門士）	卒業後 3年以上	－
高等学校、専修学校の専門課程	卒業後 5年以上	－
指定学科以外		
その他	10年以上	－

② 監理技術者（指定建設業 7 業種を除く）

	実務経験年数	指導監督の実務経験年数
指定学科卒業生		
大学・短大・高専 専修学校の専門課程（専門士、高度専門士）	卒業後 3年以上	2年以上（左記と重複可）
高等学校、専修学校の専門課程	卒業後 5年以上	2年以上（左記と重複可）
指定学科以外		
その他	10年以上	2年以上（左記と重複可）

指定建設業：土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業

(参考) 監理技術者、主任技術者の要件概要 (現状)

		土木一式	建築一式	大工	左官	とび・土工	石	屋根	電気	管	タイル・れんが・ブロック	鋼構造物	鉄筋	ほ装	しゅんせつ	板金	ガラス	塗装	防水	内装仕上	機械器具設置	熱絶縁	電気通信	造園	さく井	建具	水道施設	消防施設	清掃施設	解体			
建設業法	技術検定	建設機械1級																															
		建設機械2級																															
		土木1級																														※	
		◎土木2級																														※	
		建築1級																														※	
		◎建築2級																														※	
		電気工事1級																															
		電気工事2級																															
		管工事1級																															
		管工事2級																															
		電気通信工事1級																															
		電気通信工事2級																															
		造園1級																															
		造園2級																															
			地すべり防止工事士					1																			1						
	1級計装士								1	1																							
	解体工事施工技士																																
	基礎施工士																																
	登録基幹技能者 ◎																																
技術士法 ◎	技術士																															※	
建築士法	一級建築士																																
	二級建築士																																
	木造建築士																																
	建築設備士																																
電気工事士法	第1種電気工事士																																
	第2種電気工事士																																
電気事業法	電気主任技術者																																
電気通信事業法	電気通信主任技術者																																
水道法	給水装置工事主任技術者																																
消防法	消防設備士																																
職業能力開発促進法 ◎	技能検定	1級																															
		2級			3	3	3	3	3		3	3	3	3		3	3	3	3	3	3		3		3	3	3					3	
建設業法	実務経験	主任技術者であり、元請4,500万円以上 指導監督2年以上																															
		大卒(指)3年以上、高卒(指)5年以上、 その他10年以上																															

凡例 ■ 監理技術者・主任技術者資格 ■ 主任技術者資格 (数字は、資格取得後、必要な実務経験年数) 指定建設業
 ◎は業種に対応した細かな資格の種別、部門、職種、科目が設定されている ※H27年度までの合格者及び技術士は、実務経験1年又は登録講習の受講が必要